天平10年の賀茂祭を巡って

土 橋 誠

2021 8月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

天平10年の賀茂祭を巡って

土 橋 誠

1 はじめに

賀茂祭は、京都では「葵祭」の名で知られており、京都三大祭りの一つとなっている。 現在、三大祭りの中では5月15日と、一年で一番最初に行われ、男女とも華やかな時代装 束を纏っての行列で大変有名な祭りである。

行列は、御所を出発するが、この行列を路頭の儀といい、一行は昼前に下鴨神社に到着する。神社では御所から携行した幣物を供え、勅使による祭文奏上などの社頭の儀を行い、午後に下鴨神社から上賀茂神社へ向かい、ほぼ同じような社頭の儀を上賀茂神社境内で行うのである。この路頭の儀、社頭の儀がメインであるが、明治に三大勅祭になる以前は、京都御所内で宮中の儀と呼ばれる儀式も存在した。明治維新の東京奠都以後は、この宮中の儀は行われなくなった。

ところで、この祭りの起源であるが、実際のところは不明な点が多い。伝承的な起源と しては、『本朝月令』に引用された「秦氏本系帳」に書かれているので、初めにその史料 を引用する。

其祭祀之日、乗馬者志貴島宮御宇天皇之御世、天下拳」国風吹雨零、百姓含」愁。爾」 時刺-卜部伊吉若日子-令」卜、乃卜奏-賀茂神之崇-也。仍撰-四月吉日-祀(下略)。

とあって、欽明天皇の時に風雨被害が賀茂の神の祟によってもたらされたため、それを 鎮めるため、それ以降「四月吉日」に祭るようになったと書かれているので、その頃から 現在の形になっていると思われてきた。

しかし、岡田精司氏によって、これは伝承に過ぎず、もともとは賀茂県主一族の祭りであり、7世紀末から8世紀には抑圧の対象であったこと、それが山城盆地への遷都に伴い、 崇敬の対象になってきたことを明らかにされた。

本稿では、その8世紀の賀茂祭のあり方、特に天平10(738)年前後の賀茂祭と朝廷の政 策等について論じるものである。

そこで、まず、岡田氏によって明らかにされた8世紀の賀茂祭の様子を史料に基づいて 整理してみたい。

2 『続日本紀』に見える天平年間までの賀茂祭

賀茂祭が文献上に記録として出てくるのは『続日本紀』が最初である。『日本書紀』では、 賀茂の伝承として、ヤタガラスの神話的な話はあるものの、歴史的事実として認識できる のは、『続日本紀』が最初である。以下、聖武天皇の即位までの記事を列挙する。

① 『続日本紀』 巻一 文武 2 (698) 年 3 月 21 日条

辛巳、禁-山背國賀茂祭日會」衆騎射-。

②『続日本紀』巻二 大宝2(702)年4月3日条

夏四月庚子、禁云祭-賀茂神-日、徒衆會集執心仗騎射云、唯當國之人不心在-禁限-。

③ 『続日本紀』巻五 和銅4(711)年4月20日条

乙未、詔、賀茂神祭日、自、今以後、國司毎年親臨検察焉。

記録としては、上記の3点のみである。

①は、賀茂祭の当日には、流鏑馬のような騎射が行われていたことが推定される。騎射の内容がよくわからないものの、その騎射を行うに際しては、大勢の人が集まっている中で行うことを禁止する法令である。まだ、大宝律令が公布される前の段階で、賀茂祭において人が集まる中での騎射が禁止されているのである。

②は、①の延長上にあることは確かで、大宝律令が公布されてからまもなくの時期で、再び大勢の人が集まる中で、仗をとっての騎射が禁止されている。かなり武器的な印象が強い騎射であるが、①の命令がなされてからまだ4年しか経っていないのにもかかわらず、再度の禁止令が出されている点が注意される。しかも、但し書きとして、「当国の人」つまり、山背国の人が騎射する場合は禁止することはないとなっている。例外措置がとられているほど、命令の内容が細かくなっている。

③は、②の命令が出されてから9年後に出されている。ここでは、騎射等を禁止すると言うことは書かれておらず、賀茂祭の当日には国司が臨検せよと命じているのである。つまり、賀茂祭の当日には山背国司が自ら祭りの現場へ行き、監視せよとの法令になっている。したがって、①・②の延長線上に③の命令が出されていることがわかる。

この①から③の13年間で出された法令は、賀茂祭当日に行われた騎射を中心とする行事、もしくは賀茂祭には、大勢の人が集まっており、そのことに対する中央政府の何らかの規制のあったことがここで見て取ることができる。この規制が何に基づくものか、不明な点が多い。

岡田精司氏は、この13年の間に繰り返し3回も禁止令が出されていることから見て、「不穏な反国家的な動き」として中央政府が捉えていたと推定された。確かに、この3つの法令を見ると、祭りそのものを禁止するのではなく、山背国の人にこの祭りへの参加を許してはいるが、最終的には国司による検察を付けた上で祭りが存続したことがわかる。

この中央政府からの禁止令が出されていることから、『風土記』にみられるような神話的な祭りとはおよそ異なった姿が浮かび上がっている。岡田氏はこの①中央政府による賀茂祭への禁止令、②『風土記』による神話的な朝廷の信仰については、朝廷と賀茂県主及び賀茂社側の政治的立場の違いでは無いかと推定されている。賀茂祭には山背国だけでなく、周辺から多くの人が集まる契機になる、「脅威の存在」とされた。『風土記』に見える主張は、すでに山背国司による検察下で賀茂祭が行われるようになってから、賀茂社側でいわれるようになったに過ぎないという主張である。

確かに、『風土記』の編纂は、賀茂祭への国司検察の実施2年後の和銅6(713)年から始まるので、この推定は正しいとみられよう。実際、冒頭に引用した『風土記』逸文にみられるようなことは賀茂社側の提出した資料に基づいて記録されたとみてよい。

ところで、8世紀の賀茂祭にどれくらいの人が集まるのかについては、これ以外に史料が無いため、人数等の推定はできない。しかし、『万葉集』巻六 1017番歌詞書には、

(天平九年)夏四月、大伴坂上郎女奉拝_賀茂神社_之時、便超_相坂山_、望_見近江海 _而晚頭還来作歌一首。

とあり、大伴坂上郎女が賀茂神社を拝むために大坂山を越えてきていると書かれているところがある。この「夏四月」「賀茂神社」の文言から見て、賀茂祭を見学に来たことは間違いなかろう。この天平9 (737) 年頃にも賀茂祭は国司検察下にあったことは間違いないが、それでも周辺から賀茂祭への参加があったことが確かめられる。

ただ、このように、中央政府の監視下で行われている賀茂祭ではあるが、賀茂社自体に 臨時の奉幣が行われた例がある。『続日本紀』神亀3(726)年7月20日条によれば、

乙未、遣,使奉-幣帛於石成、葛木、住吉、賀茂等神社。

とあって、賀茂社には奉幣がなされるなど、賀茂社自体が規制の対象になったわけではない。あくまで、賀茂祭における群衆の存在が危険視されたと考えるべきであろう。この時の臨時奉幣は、元正太上天皇の病気平癒を祈ってのことであり、やはり朝廷では祀る神として賀茂の神を位置づけていた可能性が高い。

以上のように、大宝令以前から13年間にわたって、賀茂祭に対して禁止令が3度も出さ

れるなど、中央政府からかなり監視対象となっていたことは認めて良かろう。一方で、祀る神としての認識も朝廷にあったことも確実である。この状況が一変するようになったのは、天平年間に入ってからである。

3 天平10 (738) 年前後の情勢

まず、天平年間の状況としては、先に挙げた『万葉集』巻六の史料では、大伴坂上郎女が賀茂祭へ向かう途中で歌を詠んだことが出ている。わざわざ賀茂祭を見るために逢坂山経由で京都盆地の北にある賀茂社まで行っている。他国の者の参加であるにもかかわらず、参詣するほど、賀茂祭が有名で賑わっている祭りであることがわかる。

次に、『続日本紀』には出てこなかった史料ではあるが、『類聚三代格』巻一の「祭并幣事」のところに載せられた天平10(738)年4月22日格である。

動、比年以来、祭_賀茂神_之日、會_集人馬_、悉皆禁断。自レ今以後、任レ意聴レ祭。 但祭礼之庭勿レ令-鬪乱_。

天平十年四月廿二日

とあるものである。ここでは、この天平10年の賀茂祭について、これまで人や馬が集まることを禁止していたことを述べ、これからは賀茂祭での人馬の集中を解禁すると許可しているのである。従来の方針を180度転換することを述べている。これまで、賀茂祭で人馬が集まり、騎射することを禁止してきたにもかかわらず、この天平10年になって、許可・解禁されるようになった原因は何であろうか。しかも、勅の形で出されることは、政府内における急な政策転換のあった可能性がある。一体何があったのであろうか。

実際、この天平10年を境に政策が転換されているものが結構ある。まず、国郡郷里制の廃止である。国郡里制として大宝律令で出発した地方行政組織であるが、養老3 (719) 年に里を郷と改め、その下に里が改めて設けられた。それが天平12 (740) 年頃を境に見えなくなる。明らかに地方行政組織の改編が行われているのである。

次に、僧侶に対する統制が挙げられる。大宝律令で、各国毎に国師を設けて、国単位の 仏教に関わる僧侶の有り様を決めている。また、僧侶になるには養老年間にかなり厳しい 統制策が実施されている。藤原不比等の死後、長屋王首班体制下でも政策は変更されてい ないことが明らかになっている。

寺院建立についても、官寺については、それほど増えてはいなかったが、天平9年を皮切りに国分寺路線が敷かれ、最終的に天平13(741)年に国分寺建立詔が発布されて、全国に国分寺・国分尼寺が建立される政策へと繋がっていくのである。

また、土地政策についても同様のことが言える。三世一身法が養老4 (720) 年に施行されて以来、土地の開墾は政府の政策になっていた。これは私有目的ではなくて、口分田などの可耕田の増加を目的とするものであった。しかし、天平15 (743) 年には墾田永年私財法が出て、開墾した土地のうち、位階に応じて初めて私有が許されるという方式へ転換しているのである。これも三世一身法とはかなり異なり、可耕地を増やすことが喫緊の課題になっていたことが理解され、それに沿った一種の政策転換であったことがわかる。

これらは、藤原不比等首班体制、長屋王首班体制、藤四子首班体制でも共通していた政策の転換が行われている。藤原氏の四兄弟が相次いで天平9 (737) 年に死去したことで、 光明皇后の異父兄に当たる橘諸兄首班体制下でこの政策転換が行われている。

いずれにしても、今回取り上げている賀茂祭についても、上記の大きな政策とは比べも のにならないまでも、はっきりとこれまでの政策とは異なっていることは明らかである。 それでは、これら多くの政策転換の背景になったのは何であろうか。

4. 天然痘の流行

8世紀前半の大きな疫病の流行と言えば、天然痘になる。8世紀の天然痘流行で、『続日本紀』に記載されたもので大きな流行は、天平7(735)年と天平9(737)年のものになる。順を追って流行の状況を見ていく。

(1)天平7(735)年の天然痘流行

天然痘は、当時の用語では「裳瘡」と記録されている。『続日本紀』天平7 (735)年8月 乙酉条によれば、大宰府管内で「疫死」するものが多いと出てくる。続いて丙午条にも大 宰府管内で疫瘡が起こり、百姓が悉く病気で臥せってしまったという報告がなされている。 現実に、九州全域の人が全員病気で倒れることはないだろうが、かなりの流行だったこと はこれらの記事から推定できる。

また、この時の流行は、4か月後の閏11月に入っても止まらなかったようで、天下に大赦するという記事が出てくる。そして、最後に是歳条には、

是歲、年頗不」稔、自」夏至」冬、天下患=豌豆瘡-、俗曰=裳瘡-、夭死者多。

とあって、実数はわからないものの、相当数の人が死に、農作物についてもかなりの凶作になったことが記されている。これまではあまり注意されていなかったが、この時の天然痘の流行で、九州を中心として西日本にかなりの打撃を与えたことは間違いなかろう。それで、付表にあるように、天平7(735)年では政府高官として、皇族の新田部親王、舎人親王が亡くなっているが、特に死因については記されていない。また、藤原宮子らの母

番号	年 月 日	西暦	内容
1	天平7年9月30日	735	一品新田部親王薨去
2	11月8日	735	正四位上賀茂朝臣比売卒去(藤原宮子母)
3	11月14日	735	知太政官事一品舎人親王薨去
4	閏 11 月 17 日	735	詔があって、災害が多く起こり、疫病が蔓延しているので、大 赦を行う
5	天平8年2月	736	阿倍継麻呂ら、遣新羅大使に任命
6	天平9年正月26日	737	新羅大使が対馬で病気で死亡、副使も病気で入京不可能
7	4月17日	737	参議民部卿藤原房前薨去
8	6月11日	737	大宰大弐小野老薨去
9	6月13日	737	中納言多治比県守薨去
10	7月13日	737	参議兵部卿藤原麻呂薨去
11	7月25日	737	右大臣藤原武智麻呂薨去
12	8月5日	737	参議式部卿藤原宇合薨去

付表 天平7~9年の裳瘡による高官死亡表

親の賀茂比売も亡くなっているが、死因については同様である。

吉川真司氏の推定では、これらの『続日本紀』に記載されるような人たちも、この天然 痘で亡くなった可能性が高いことを推定しておられる。あくまで推定の域に止まるが、そ の可能性は大きいと思われる。

以上のことから、天平7 (735)年の天然痘の流行についても、軽視できるものではなく、相当数の死者が出ており、農業にも打撃を与え凶作になっていた点を強調しておきたい。人頭税を基本にしている律令体制下では、大勢の人が亡くなると人口減となる。加えて、凶作になれば、その年の税収がかなり落ち込むことが考えられる。

それでは、次に、天平 7(735)年以上の被害をもたらしたとされる、天平 9(737)年の流行状況を見たいと思う。

(2)天平9(737)年の天然痘流行

天平9年の天然痘の流行は、天平7年以上に深刻であった。まず、正月早々にとんで もない記事が『続日本紀』に出てくる。

辛丑、遣新羅使大判官従六位上壬生使主字太麻呂、少判官正七位上大蔵忌寸麻呂等入京。大使従五位下阿倍朝臣継麻呂泊津嶋卒。副使従六位下大伴宿禰三中染病、不レ得ニ入京-。

とあって、遣新羅使のうち、大使は対馬で死亡、副使は平城京へ帰還することが出来ないという内容である。この大伴宿禰三中は、三月壬寅条で、入京拝朝しているので、病気

の回復を待って入京したことがわかる。もうすでにこの時点で、大使という死者が出ていたのであるが、副使以下30人が入京したことで、一気に天然痘の流行が始まる。

九州では、7年の流行後、一端収まっていたのが、再び流行している。『続日本紀』 4 月辛酉条には、参議民部卿で藤原四兄弟の政権の一画であった藤原房前が亡くなっている。 しかも、この房前死亡記事に続けて己亥条で九州の様子が書かれている。

己亥、大宰所管内諸国、疫瘡時行、百姓多死。詔、奉_幣於部内諸社_以祈祷焉。又 賑-恤貧疫之家_、并給-湯薬_療之。

とあり、この段階で疫病の処置が行われ始めている。翌5月に入ると、壬辰条には、

四月以来、疫旱並行、田苗燋萎。

とあって、疫病以外に旱害もあり、かなりの凶作になっていることを指摘している。

その後、付表に示したように、4月から8月にかけて、政府を構成する議政官のうち、重要人物である藤原四兄弟全員のほか、中納言の多治比県守も亡くなり、実質的に政権中枢が機能しなくなりかけていた。そのため、9月末になり、鈴鹿王を知太政官事、橘諸兄を大納言、多治比広成を中納言に任命し、政府中枢の立て直しを図ったのである。この政権で、先に述べたような政策転換が行われたのである。

以上の経過から、天平9年の大流行は、7年の時を上回り、相当数の流行範囲と死者が出たことは想像に難くない。しかも、遺新羅使から感染が広まったことが考えられることから、九州を中心に西日本を中心に広まったことがわかる。とはいえ、西日本だけではないかもしれない。この9年の遺新羅使が平城京へ入るのと時を同じくして、東北への軍事行動が行われているからである。このことを考えれば、西日本を中心ではあるものの、日本のかなりの地域で天然痘が発生している可能性がある。

例えば、『続日本紀』天平9年7月丁丑条には、

丁丑、賑-給大倭、伊豆、若狭三国飢疫百姓_。

とあるのが手がかりになる。この時の賑給は、大倭、伊豆、若狭の3国で行われている。 この3国以外は不明であるが、少なからず被害のあったことは想定しても良かろう。

(3)天然痘による死者の数等

天平7・9年の天然痘流行による死者数を具体的に検証した研究は、1984年に発表されたウェイン・ファリス氏のものが先駆的である。ファリス氏によれば、天平9年の天然痘の流行による死者は日本の全人口の25~30%に達するとされている。

ファリス氏の方法論は非常にわかりやすい。まず、正倉院文書として伝来した「正税帳」 の公出挙の返却免除額を算定基準に、正税帳の残されている国における死亡率を計算され た。返却の免除額で、死亡した人の数がおおよそわかるからである。

現存の「正税帳」で残っているのは、畿内では和泉国、東海道では駿河国、山陽道では 長門国、西海道では豊後国であり、これらの国々が分析対象となっている。

和泉国で約45%、駿河国で約30%前後、長門国で約14%、豊後国で約14%という結果になる。この数値は、『続日本紀』に見える四位以上の死亡率と一致するとも言われている。これらの結果から、日本全体で100万人から150万人が天平9年の天然痘のために亡くなったという推計を行われたのである。当時の日本の人口が400万人から450万人程度と言われているので、実に1/4の人口を失ったと結論づけられたのである。

この結論は、極めて重要で、吉川真司氏などは受け入れておられるなど、近年はかなり 重要な位置を占める研究となっている。

しかし、「正税帳」の残り具合が僅かなため、確実にこれだけの人数の死亡を確認することは難しい。実際、ファリス氏の推定でも畿内の和泉では人口の45%もの人が死亡したとされるが、長門国や豊後国では14%と率が下がっている点に注意する必要がある。

坂上康俊氏は、このファリス氏の見解に対して批判を試みている。「正税帳」の性格から、納税時期を睨み被害を水増ししたり、死亡時期を操作した例があるという舟尾好正氏の見解を引いて、ファリス氏のいう死亡率が人口の30%を超えるほど多くないことを指摘された。「正税帳」の性格を考えるならば、この指摘は大変重要である。加えて、当時の日本の農村は散村であり、流通や交流が頻繁でなかったため、感染症が広まる可能性が少ない状態であったことも指摘されている。

これらの点を考慮して考えると、ファリス氏の集計された国々でも、西海道や山陽道では死亡率が低かった。そうすると、山陰道や南海道、北陸道諸国は人口も少ないことも考慮するならば、かなり死亡率は低かったと推定される。

しかし、かつて栄原永遠男氏が指摘されたように、国府を中心とする流通経済圏が存在 したとすると、官道沿いの国府を中心とした地域では人が密集しやすく、この周辺の人々 は相当数が感染・死亡した可能性が高い。

また、畿内でも、平城京のある大倭国、難波京のある摂津職などは流通の中心地であり、 その周辺に当たる河内国、和泉国、山背国のいわゆる畿内諸国は、他の地域と比較して群 を抜いて死亡率が高かったことが推定できる。

『続日本紀』天平9年条には、疫疾に対する政府の政策として賑給が実施されているが、 その範囲をみると、 四月癸亥 大宰管内諸国

七月丁丑 大倭・伊豆・若狭

七月壬午 伊賀・駿河・長門

八月癸卯 四畿内・二監、七道諸国

とあり、徐々に全国レベルに広がってきているのがわかる。とはいえ、多くは畿内及び周 辺諸国に集中していたとみるべきで、この地域の死亡率は高く、畿内から離れるに従って 下がっていたと推定される。ただ、東海道の伊豆と北陸道の若狭が多いのは不明である。

以上のことから、おおよそファリス氏の推定よりもかなり低かったとみられるが、具体的な数値を示せるほどの根拠となるデータが無いのが残念である。

とはいっても、天平10 (738) 年以降に、先に述べたような、律令国家の根幹に関わるような政策転換が行われていることからも、この天平7年と9年の天然痘の大流行による死者は相当な規模のものであったと考えて良かろう。

5 天然痘流行後の両賀茂社

すでに述べたように、『万葉集』巻六の詞書きに、天平9 (737)年4月に大伴坂上郎女が 賀茂社に詣でていることがわかっている。

天平9年4月には藤原房前が天然痘で死亡していることからも、すでに天然痘に感染が 蔓延し始めていた時期でもある。そのため、賀茂祭の規模はわからないが、それまでと比 較すると、それほど大規模では無かった可能性がある。それでも大伴坂上郎女のような人 物がわざわざ見物に行くほどであるから、かなり有名で詣でたいという気を起こさせるも のであったことは確実であろう。

その後、5月から梅雨期に入り、徐々に感染・死亡者が増え出したことは想像に難くないが、6月以降、付表にあるとおり、政府首脳以下、続々と天然痘の犠牲者が出だしているので、急速に感染が拡大している様子がわかる。政府の対策としては、賑給と、蔓延している地域への薬の支給と、医者の派遣が見られる。

こうして、翌天平10 (738) 年を迎えたわけである。毎年4月には賀茂祭があるが、賀茂祭に関係する史料が唐突に出てくる。第3章で掲げた『類聚三代格』巻一祭并幣事に載せられた天平10年4月22日格である。

この格は、勅で出されている点がまず注意される。太政官符の形では無いので、天皇の 主体的な関与が推測される。加えて、天平9年9月に鈴鹿王を知太政官事、橘諸兄を大納 言、多治比広成を中納言とする新政府の首脳が発足したばかりで、疫病対策をはじめ、諸々 の政策を実施していた。

この勅では、これまで賀茂祭の日には人や馬が集まるので禁止してきた経緯をまず述べている。このことは、先にみたとおり、大宝年間から賀茂祭での人馬の集中が禁止の対象になってきたとおりであり、事実と一致する。しかし、この勅では、これまでの方針を変更して、喧嘩などの騒ぎ以外は、基本的に賀茂祭で人や馬が集まることを容認したのである。これはまさに今までの政策を転換するものである。

この原因は、これまでみた天然痘の大流行で、多くの死者をだしたことと関係するのではなかろうか。天然痘で疲弊した民心を休め、慰撫する目的で賀茂祭興隆を目指したとすることはできないだろうか。この前段として、天平9年11月3日条には、

癸酉、遣-使于畿内及七道-、令,造二諸神社-。

とあり、新政府の方針として、全国に神社を建設している。これは、まさに神の力による 民力の休息を目指す政策と言え、翌年の畿内の一画である山背国における賀茂祭公認の伏 線とみて良かろう。

このように、賀茂社の祭礼である賀茂祭が公認されることにより、賀茂社の位置づけも 上昇したことは想像に難くない。『続日本紀』天平17(745)年9月19日条によれば、

癸酉、(中略)天皇不豫。刺二平城恭仁留守_固二守宫中_、悉追_孫王等_詣二難波宫_、 遣」使取二平城宫鈴印_。又令三京師畿内諸寺及諸名山淨處行_藥師悔過之法_、奉」幣 析-祷賀茂、松尾等神社_。令下言諸國_所」有鷹鵜並以放去、度-三千八百人_出家」。

とあり、賀茂祭公認後7年で、天皇の病気平癒を祈る神社として、賀茂社が松尾社と並んで出てくるようになった。賀茂祭公認以前の神亀3(726)年7月の時は、

乙未、遣, 使奉_幣於石成、葛木、住吉、賀茂等神社_。

とあるように、元正太上天皇の病気平癒の祈りの時は四番目で出てくるだけであったこと と比較すると、かなりの格上になってきたことがわかる。

これ以後、天皇や太上天皇の病気平癒の奉幣でも重要な位置を占め始めたことから、天平10年の賀茂祭公認は賀茂社にとっても一つのターニングポイントとなったことは確実である。長岡京遷都、そして平安京遷都と、山背盆地へ都城が建設されるに伴い、より一層、賀茂社の位置づけが高くなっていったことは先学の指摘のとおりである。

6 まとめ

以上、述べたように、天平10年の国家により賀茂祭に人が集まるのが認められたことを 手がかりに、それ以前との差を考えてみた。これまで述べたことをまとめると、以下のよ うになる。

- ①大宝年間から見える賀茂祭には、律令政府によって人が集まって騎射を行うなどの類い は禁止されており、賀茂祭自体に一定の制限が掛けられていた。
- ②天平7年と9年に天然痘が大流行し、特に西日本を中心に多くの人が死亡し、天平10年 以降、律令政府としての政策がそれまでとは違う、一種の政策転換が行われた。
- ③賀茂祭も、天平10年には闘乱を除いては、人馬の集中を認める方向へ政策として転換し、 天然痘による疫病災害を精神的な支えとして利用したことが考えられる。
- ④賀茂祭に対する政策転換から、これ以降徐々に尊崇の対象へと変化し、長岡京や平安京 など、山背国への遷都により、この方向が決定づけられた。

以上4点にまとめられる。最後の④については、嵯峨朝初めの薬子の変によって、賀茂 斎院が置かれるようになったことで決定的になったことはいうまでもない。

このように、史料の分析を通して、天然痘の流行と賀茂祭の政府公認とがリンクしている可能性を指摘することが出来た。今は筆を擱き、大方のご叱正を賜りたいと思う。

(どばし・まこと=当調査研究センター元職員)

- 注1 石浦吉甫1930「賀茂祭の史的研究」『歴史地理』第55巻第5・6号 歴史地理学会
- 注2 岡田精司1997「奈良時代の賀茂社」『古代祭祀の歴史と文学』 塙書房
- 注3 岸俊男1973「古代村落と郷里制」『日本古代籍帳の研究』 塙書房、鎌田元一2001「郷里制の施行と霊亀元年式」『律令公民制の研究』 塙書房
- 注4 野村忠夫1968『律令政治の諸様相』 塙書房
- 注5 前揭注4書 第4章
- 注6 羽田稔1961「三世一身法について-奈良朝の墾田策」『ヒストリア』第30号 大阪歴史学会、 吉川篤1967「百万町開墾と三世一身法」『駒沢史学』第14号、尾田榮章2007「 記紀と続紀"の 時代を『水』で読み解く(5)良田百万町歩開墾計画と三世一身法」『河川』63-5など
- 注 7 Farris,W. 1985, Population, disease, and land in early Japan, 645-900, the Council on East Asian Studies, Harvard University, and the Harvard-Yenching Institute.
- 注8 吉川真司2011 『聖武天皇と仏都平城京』(『天皇の歴史』02) 講談社
- 注9 坂上康俊2011 『平城京の時代』(『シリーズ日本古代史』 ④) 岩波新書
- 注10 舟尾好正1973 「出挙の実態に関する一考察 備中国大税負死亡人帳を中心として—」 『史林』 第56巻第5号 史学研究会
- 注11 栄原永遠男1992「奈良時代の流通経済」『奈良時代流通経済史の研究』 塙書房
- 注12 岡田精司前掲注2論文 七節、岡田精司2000『京の社』 塙書房など